

鳩山町は 空き家 の 解体 等の 支援 を行っています！！

鳩山町老朽空き家等除却費等補助金

①老朽空き家の除却

補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額で立地条件により補助額
の上限が異なります。

➤ 居住誘導区域内 ➡ 50万円 (上限)

➤ 居住誘導区域外 ➡ 30万円 (上限)

※居住誘導区域⇒松ヶ丘、楓ヶ丘、鳩ヶ丘、小用、大豆戸、赤沼、今宿の各一部地域

②家財処分

①に伴い家財処分を行う場合は、家財処分の費用についても補助を行って
います。

➤ 一律 ➡ 10万円 (上限)

・対象

申請時に居住等の使用がなされていないことが常態となっている建物等
の所有者または相続人の方が対象となります。

これら以外にも、対象となるための条件がございます。

つきましては、ホームページにて申請様式及び必要書類等の詳細をご案
内しておりますので、一度ご参照ください。



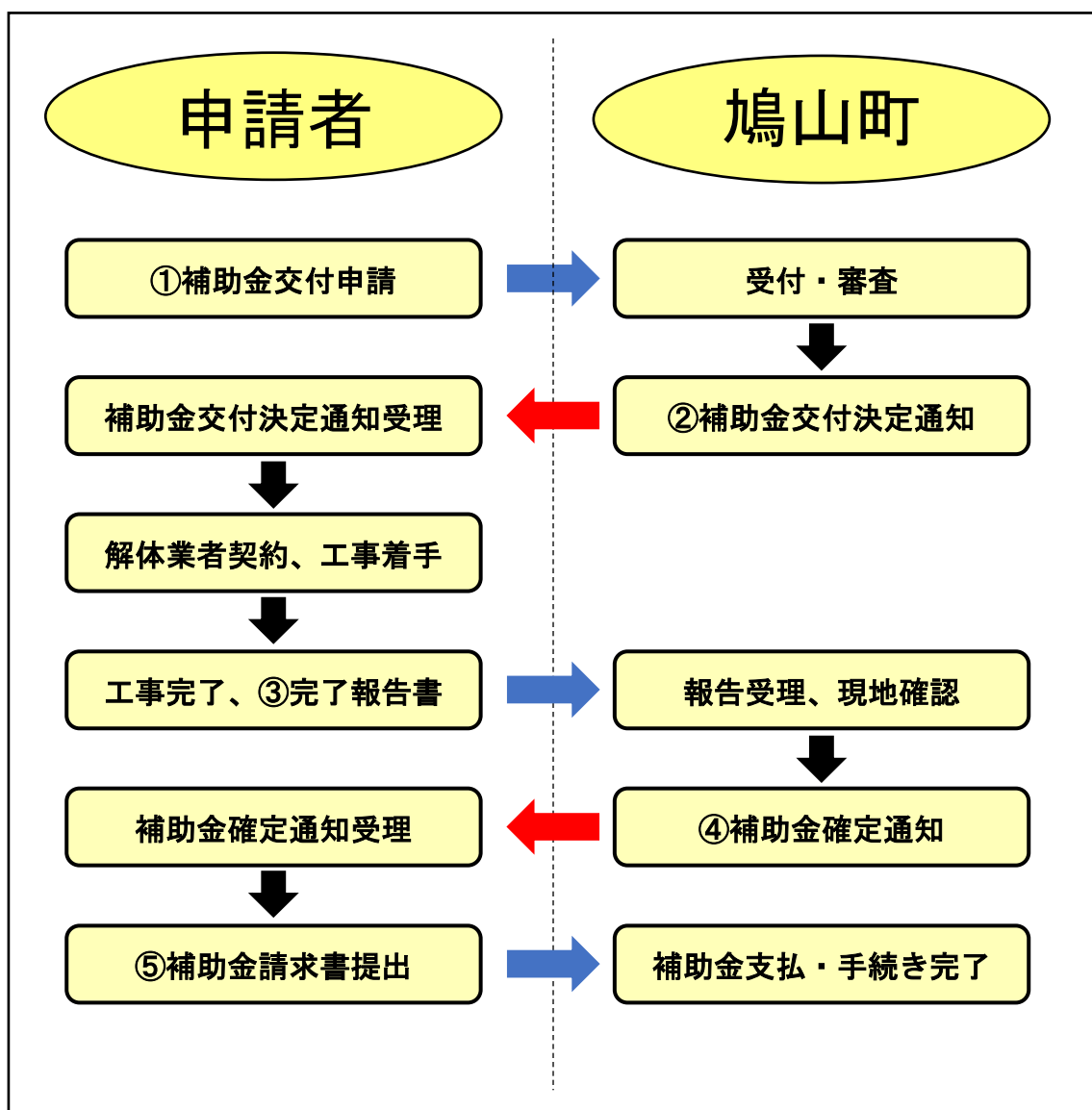
鳩山町 老朽空き家

検索

鳩山町老朽空き家等除却費等補助金ホームページ⇒

鳩山町 まちづくり推進課 都市計画・都市施設担当
TEL 049-296-5893 Mail h120@town.hatoyama.lg.jp

鳩山町老朽空き家等除却費等補助金申請フロー図



提出書類



受理書類



-  ①様式第1号 鳩山町老朽空き家等除却費等補助金交付申請書
-  ②様式第2号 鳩山町老朽空き家等除却費等補助金交付・不交付決定通知書
-  ③様式第6号 鳩山町老朽空き家等除却工事等完了報告書
-  ④様式第7号 鳩山町老朽空き家等除却費等補助金確定通知書
-  ⑤様式第8号 鳩山町老朽空き家等除却費等補助金交付請求書